

# 谷道事務所Presents ためになる法律講座

## 今月のTOPIC

### 会社分割で企業再生ができます！

#### そもそも「会社分割」でどんな時に必要で、どんなメリットがあるの？

金融不安による景気の悪化により、100年に1度の大不況をむかえ、「銀行の融資が止まってしまった。」「自社の取引先が倒産の危機に瀕している！」再びこのような声が聞かれるようになってきました。

しかし、そんな資金繰りが立ち行かなくなってしまった取引先様（今後、その状態が予想される）にとっておきの**秘策**があります。

『**会社分割**』です。この『早い』、『安い』、『効果抜群』のスキームを駆使して、会社再生が可能となります。多くの事業にとって大変な苦しい時流ですが、経営者様にはあきらめることなく会社を生き残らせて頂きたいと心から願っております。

では、実際に「どのようなスキームで企業再生を果たすのか」について説明致します。

会社分割の一種である**新設分割**を使い、今の事業と資産を子会社として外に出します。この時点で、これまでの会社と新設した子会社は、100パーセントの親子関係になります。子会社に持ち出すのは、**会社の事業**（経営権やスタッフなども含む）と**事業に必要な資産**だけです。

つまり、これまでの負債は親会社に置いてけます。子会社だけみればいきなり『**優良企業**』に変えてしまうことが出来るのです。

しかも、**銀行側**からすると子会社は直接債務者ではないので、**督促はできない**のです！「そんな会社分割を銀行が許可するわけではないだろう？」とお思いになって当然ですよ。しかし、銀行などの債権者の同意を得ずに、資産等を子会社に持ち出せる方法があるのです。

債権者から見て、会社分割によって債権回収可能性が減少しない方法ならば同意は必要ないのです。つまり、**今すぐに会社を清算する場合よりも会社分割をした場合の債権回収額が減らなければ特に銀行としては問題無い**のです。

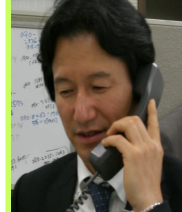
それでは残った会社はどうなるのでしょうか？

役目の終えた親会社は清算するケースも多いでしょう。その過程で、子会社の株式を子会社の代表者が買取ったり、スポンサーに買取ってもらったりという結末になる可能性もあります。しかし、いずれにしても**そのまま事業が継続できていることが重要**です。雇用を守り、取引先へのご迷惑を最小限に抑制が可能となるのです。極論として、先行きがあやしくなってきたら、早めに会社分割をして子会社に事業等を持ち出して、リスク対応をしておけばよいのです。

民事再生などを利用したスキームよりも、コスト面、スピード面、秘密性による企業価値の保持などの面で優れた面の多いスキームと言えます。

#### その他、会社分割はこのような場面にも利用できます。

- ①**不動産譲渡時**・登記費用（登録免許税）、不動産取得税、仲介手数料などを節約できます
  - ②**経営承継時**・会社分割後のコンパクトな株式で移転すると税金面で楽な手続で済みます。
  - ③**新規事業設立時**・監査役の調査、専門家による鑑定等のコストカットの可能性あります。
- 会社分割のことで、ご相談があれば、谷道事務所までお気軽に御連絡下さい。 谷道



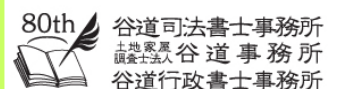
所長の谷道です。つまらないことでも、喜んでお答えし

ますので、お気軽にご質問・お問合せを！

## 今月の Present

「会社分割」というテーマでお話させて頂きましたが、今回のプレゼントはわたくし谷道が使用した、会社分割に関する**レジュメ**を、ご希望の方には**進呈**いたします。皆様の会社経営の手引きににしていただければ幸いです！

## お問合せは コチラ



谷道司法書士事務所  
公益社団法人 谷道事務所  
谷道行政書士事務所

〒933-0046  
富山県高岡市中川本町  
8番6号  
Tel 0766-22-5511  
(AM9時~PM6時)  
Fax 0766-22-5513  
(24時間受付中)  
URL [www.tanimichi.jp](http://www.tanimichi.jp)